

第 3 6 回入善町農業委員会議事録

令和 8 年 7 月 3 日午後 4 時00分から第36回入善町農業委員会が 3 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1 番 五十里 章	2 番 廣 清 奈緒美	3 番 寺 田 晴 美	4 番 森 下 さゆり
5 番 森 下 吉 光	6 番 上 田 幸 嗣	8 番 竹 田 隆 浩	9 番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	上 田 久 志
入善町農業委員会	係 長	原 翔 子
入善町農業委員会	主 任	石 山 裕 之
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第123号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第124号 農地法第 5 条の規定による意見進達について
日程第 5	議案第125号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第 6	議案第126号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、お疲れ様です。いよいよ夏に向かって進む中で、扇状地のグラデーションも色濃くなってきたかなあという風景になってきております。すべての作物が、相当早く進んでいる雰囲気でありまして、3 日前、うちの早生の品種を割ってみたんですが、見事に 20 センチほど穂が伸びているものを引き当てまして、平均でも 10 センチぐらいにはなっていたなあというところで、このままいけば、もしかすると盆を待たずして稲刈りが始まるのではないかなあというふうな進み方をしています。新屋のジャンボ西瓜の農家さんに聞いてみても、相当早くて、手が間に合わず、大変な思いをしているといったところで、農家のいままでの経験以上に生育が進んでいるのかなあというところで、非常に段取りも狂ってくる、そういった状況であります。幸いにも大きな災害もなく、ありがたいなというふうに思っておりますので、このまましっかりと農作業の方を進めていければと思います。

それと、昨日、一昨日と、全国稲作経営者現地研究会ということで、三重県の方へ行ってきました。今回はゲスト講師が、〇〇 〇〇さんということで、題名が、「稲作は文化だ」と。あの人は文化が好きな人でありまして、いろんな文化を流行らせた人でもあります。早稲田の商学部を出ておられる方で、経営的なところでは、本来すごく素晴らしいものをもっておられるんだろうなあというふうに思いますが、ご自身がやっておられる焼き肉屋は経営不振らしく、あまりにも成功していないから、人に恨まれて無いんだなといった話をしておられました。しかしながら、やはりこの乱高下しているコメの

状況は非常によくないということを、非常に強く訴えておられましたし、これからもそういったことを社会の中に語り掛けていきたいといったことを言っておられました。それから道中、車でやってきたわけですが、三重県の方に入ると、草刈りを全然していないんですね。これが富山県だったらどうなるのかと思いますし、逆に三重県では草を刈ったら叱られるのではないかと考えてしまうほど、草はそのままの状態でありました。草刈りは重要な作業の一つとして富山県では言われておりますが、手が回らなかったらどうなるんだろうというところでは、本来は草の中にじっと虫を置いておけばいいのではないかと私自身は思ったりすることもあります。ところ変わればでありますけれども、いろんな風景があるなあということを見てまいりました。

先ほど課長からもありましたが、今日は36回。最終総会となります。退任される皆さんには、本当に、永きにわたりお疲れさまでした。また、残られる方もあろうということで、今後とも引き続き農業委員会の活動にご協力いただければというふうに思っております。最後の総会、しっかりと、質疑応答していただけるように、ご審議していただけるようお願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。8番竹田委員と9番嶋先委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第123号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第123号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町小杉〇〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は5,263㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、東京都千代田区〇〇〇〇〇〇〇〇の亡 〇〇 〇〇 相続財産清算人 弁護士 〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町小杉〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は〇〇 〇〇さんが耕作している農地ですが、今回の所有権移転にあたり利用権を解約し、〇〇 〇〇さんが譲り受けた後は、譲受人の〇〇 〇〇さんが構成員となっている〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作されることで合意がなされています。

本案件については、別に補足資料をお配りしております。議案第123号補足資料と書かれたものを

覧ください。

こちらには「農地法関係事務に係る事務処理基準について」の規定を一部抜粋してあります。この「事務処理基準」とは、農地法には書かれていない、細かな判断基準が示されるものです。

農地法第3条の許可要件に「譲受人が経営する農地は、すべて効率的に耕作されていること」がありますが、この事務処理基準に基づきまして、申請番号1番については、農地所有適格法人である小杉さんが利用権設定に基づいて耕作する農地を、その構成員である譲受人に所有権移転する、ということで、小杉さんがすべての農地を効率的に利用できると認められることから、問題はないと考えます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、前田委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、農地の所在地は、入善町小杉〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の6筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は5,132㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町小杉〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町小杉〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

小杉〇〇〇以外の申請地については、〇〇 〇〇さんが耕作している農地ですが、申請番号1番のケースと同様、今回の所有権移転にあたり、利用権を解約し、〇〇 〇〇さんが譲り受けた後は、譲受人の〇〇 〇〇さんが構成員となっている〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作されることで合意がなされています。

なお、小杉〇〇〇の申請地については、現在、〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作している農地で、譲受人が申請地を取得した後も、引き続き〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、前田委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町小摺戸〇〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は470㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、滑川市〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町小摺戸〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人が所有していた家屋、入善町小摺戸〇〇〇〇に隣接しており、昨年家屋の所有権を譲受人に移転し、現在、譲受人の子供家族が入居しています。譲渡人と譲受人との話し合いのなかで、隣接するこの農地も譲受人に管理してほしいとの希望があったため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、安藤委員にいただいております。

以上3件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番と2番について、前田委員をお願いします。

前田委員

事務局から説明のあったとおりです。

1番については、お亡くなりになれた〇〇 〇〇さんと、〇〇 〇〇さんの間で、生前に売買の話がされていたとのことで、〇〇 〇〇さんが亡くなられて、本来の相続人の方が相続放棄されて、相続財産清算人の弁護士さんが入って清算手続きがされていく中で、生前にそういう話があったということを知られたのではないかと推察するところであります。弁護士さんからのご依頼で、〇〇 〇〇さんが譲受けになりたいということでありました。

次に2番については、〇〇 〇〇さんと〇〇 〇〇さんは遠い親戚関係であり、〇〇 〇〇さんに譲りたいとの話になったと推察します。

特に問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号3番について、安藤委員をお願いします。

安藤委員

これも相続案件に近いんですけども、申請地の近くにある家ですが、もともと〇〇 〇〇さんの母が住んでいましたが、数年前に亡くなりました。それから息子の〇〇 〇〇さんが管理するということではあったんですが、滑川市に住んでいる方なので、放棄地状態になっていましたので、そこを親族の〇〇さんが引き継ぐということでお話をいただきました。隣接する農地の耕作に影響が無いよう、犬走の部分もしっかりと管理してもらえようお願いします、了承いただきましたので、ハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、この3件の案件に対して質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

2番は、これは1枚の田んぼとして同じ人が耕作してますか。それと、3番は現在水田として利用されてますか。

安藤委員

3番については、現況田んぼになってません。地目も畑になっており、本人は落花生を栽培することです。

事務局

2番については、田んぼの残りの部分を〇〇 〇〇さんが所有しておられて、今回譲り受ける部分も含め、1枚の田んぼとして耕作されるということです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第123号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第124号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は、入善町青木〇〇〇〇の一筆で、登記地目は田、現況は宅地、面積は217㎡です。
申請地の位置図は、議案書の5ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町東狐〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇〇〇の 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人の〇〇さんの父親が、昭和55年に自宅倉庫を増築した際、誤って自己所有の農地にはみ出して建築をしており、今回、空き家となった自宅を譲渡人が譲受人の〇〇さんに売却する際、当該敷地の面積を測量したところ、217㎡が隣接する農地にはみ出していたことが判明したため、是正のために申請するものです。

申請地は217㎡で、隣接する宅地（青木〇〇〇〇：848㎡）と一体的に利用されております。住宅のほかに、建築面積が51㎡の納屋、残る敷地は通路や家庭菜園用の庭地、生垣であり、生活に必要な土地として最小限の面積となっております。また、雨水排水については自然透過になります。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存施設の拡張」（既存施設敷地の1/2を超えない）に適合すると認められます。

さらに、当該申請地については、令和8年5月22日に除外済であり、入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は森下さゆり委員にいただいております。

以上1件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、森下さゆり委員お願いします。

森下さゆり委員

今年の1月に農振除外で案件が出ていたもので、今回宅地に転用ということで、5条の申請となります。事務局からの説明のとおりで、特に問題はないと判断し、ハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

これは始末書とかは必要ない案件ですか。

事務局

除外の際に始末書をつけていただいて、今回の転用でも始末書をつけての申請となっております。

議長（米山 義隆）

鹿熊さんは親戚とか全く関係なく転居されてこられる方ですか。

事務局

空き家バンクに登録されていた物件で、それを買われたという案件になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第124号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第125号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第125号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、2件、4筆、3,991㎡

再設定は、12件、21筆、25,157㎡

合わせて14件、25筆、29,148㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

また、前回の総会で小林委員から質問のあった配分先変更と同時に、契約期間を延長することができないかとの質問についてですが、富山県農林水産公社に確認したところ、所定の手続きを踏めば可能とのことでしたが、町公社に手続きを確認したところ、従来通りの手続きの方が事務負担が少ないとのことでしたので、これまでどおりの配分先変更の手続きでいきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

〇〇 〇〇さんのところはいつ株式会社になったんですって。

事務局

今年の3月です。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第125号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第126号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。なお、本議案の案件は5件あり、うち受付番号1は、森下さゆり委員に関係する案件となっておりますので、森下さゆり委員には一時ご退席をお願いし、先に、受付番号1について審議と採決を行います。森下さゆり委員は、一時ご退席願います。

（森下さゆり委員の退席）

では、事務局から受付番号1について、説明をお願いします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回（3月、6月、9月、12月）ですが、今回は6月受付分の申請で、軽微変更が2件、農振除外が3件あります。

軽微変更は、農業用施設のために農地を利用する場合、農用地区域からは除外せずに、農業上の用途を農地から農業用施設に変更する軽微な手続きのことを言います。軽微な変更のため、県知事の同意などの手続きは省略されます。

軽微変更の受付番号1番。変更対象地は入善町青木〇〇〇〇、〇〇〇〇の計二筆、地目は田、面積は計1,782㎡です。申請地の位置図は10ページをご覧ください。願出者は入善町青木〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんと、入善町青木〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇〇〇の 〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、変更後の用途は農業用倉庫敷地です。

譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、水稻及び大豆を中心としつつ、園芸作物の栽培も幅広く手掛け、約60haの農地を耕作しています。現在、自宅横にある倉庫を利用していますが手狭になっていることから、隣接している申請地に自己所有の農業用倉庫を建設する計画を立てました。

申請面積は1,782㎡で、建設面積は115.37㎡、建物内部には、販売所、選別スペース、加工室などを配置し、建物周辺は従業員・来客用駐車場及び農機具・資材置場のスペースとなっており、効率的に施設を利用する上での必要最小限の面積です。雨水排水は南側の隣接する排水路に排水します。

なお、残地として残る農地ですが、引き続き〇〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作する予定です。

（地図参照）要件の確認としては、目的が農業用倉庫敷地であるため、作業の効率化を図るには施設を集約させる必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はいありがとうございました。それでは質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

当申請地は、もともと〇〇〇〇〇〇が耕作していたところですね。

事務局

そのとおりです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第126号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件の受付番号1について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

それでは、森下さゆり委員に席にお戻りいただき、引き続き他の案件について審議いたします。

(森下さゆり委員 着席)

議長（米山 義隆）

続きまして、議案第126号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件の残余の案件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

軽微変更の受付番号2番。変更対象地は入善町笹原〇〇〇〇の一筆、地目は田、面積は39㎡です。申請地の位置図は10ページをご覧ください。願出者は入善町笹原〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は入善町高畠〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、変更後の用途は農機具格納庫敷地です。

願出者の〇〇 〇〇さんは、以前は約30haの農地を耕作しており、平成18年頃、笹原〇〇〇〇の土地に農機具格納庫を新築しました。当時、乾燥機から排出する粃殻は隣地農地の笹原〇〇〇〇にそのまま排出していましたが、想定以上に粃殻が舞い上がったため、近隣から健康被害などの苦情があり、周囲に考慮し、排出する粃殻の周囲を覆うかたちで、簡易な建物で囲いました。その際に清掃しやすいように既存建物の高さに合うよう基礎をつくり、プラントとして一体的に利用していました。

譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、〇〇在住の担い手の〇〇 〇〇さんが令和8年2月に設立した法人で、水稻及び大豆を中心に現在約30haを耕作しています。経営規模の拡大に伴い、農機具の保管場所として、現在使用している農機具倉庫では手狭になっていました。

この度、〇〇 〇〇さんが諸般の事情で経営を縮小することとなり、農機具格納庫を売却したいと考え、買主を募ったところ、〇〇〇〇〇〇〇さんより買い受けたいの申し出があり、売買の話がまとまりました。

売買するにあたり当該敷地の面積を測量したところ、39㎡が隣接する農地にはみ出ていることが判明したため、是正するべく、コンクリート基礎との境界で笹原〇〇〇〇から笹原〇〇〇〇を分筆し、始末書をつけての軽微変更の申請に至りました。

なお、残地として残る農地ですが、ひきつづき、〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作する予定です。雨水排水は申請地東側の排水路に排水します。

(地図参照) 要件の確認については、目的が農機具格納庫敷地であるため、作業の効率化を図るには施設を集約させる必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

続きまして、農振除外の申請についてです。受付番号1番。除外対象地は入善町栲山〇〇〇〇の一筆、地目は田、面積は439㎡のうち177㎡です。申請地の位置図は12ページをご覧ください。除外願出者は横浜市〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

申請人の〇〇 〇〇さんの父親は、平成2年に住宅を新築した際、誤って自己所有の農地の一部を住宅敷地として建築していました。

この度、当該土地を相続した際、住宅敷地の一部が農地にはみ出ていたことが判明したため、是正するべく、始末書をつけての申請に至りました。

申請面積は177㎡で、約45㎡については、玄関前の普通車1台程度の駐車及び車両展開スペースとして利用し、残りの約132㎡については、住宅への進入路、庭、建物周辺の維持管理スペース及び擁壁周辺部分等として一体的に利用しており、いずれも住宅敷地として必要な範囲の最小限の面積になります。雨水は、申請地北側の側溝から接続する排水路へ排水します。

（地図参照）除外要件については、住宅用敷地として既存地を拡張するため、住宅の管理に必要な敷地の一部として申請地を利用するためには、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、受付番号2番。除外対象地は入善町五郎八〇〇〇〇、地目は畑、面積103㎡、五郎八〇〇〇〇 地目は田、面積124㎡の計2筆です。申請地の位置図は12ページをご覧ください。除外願出者は富山市〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんで、譲受人は入善町五郎八〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、除外後の用途は一般住宅敷地です。

譲受人の〇〇 〇〇さんは、現在は妻とともに実家で両親と同居していますが、居住空間に十分な余裕がない状況です。今後、子どもの出生を見据えた場合、手狭となり、育児に支障をきたすことが考えられることから、住宅を新築する計画を立て、今回の申請になりました。

申請面積は227㎡で、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場2台分として利用するための必要最小限の面積です。雨水排水は、申請地西側の排水路に排水します。

除外要件については、一般住宅敷地であり、将来子どもが生まれた時に実家の両親に面倒を見てもらいたいことや、老後の両親の世話をやりたいことから、実家のそばに建築する必要があり、自宅を起点に半径50m以内で検討したところ、申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、受付番号3番。除外対象地は入善町田中〇〇〇〇の一筆、地目は田、面積は2,116㎡のうち562㎡です。申請地の位置図は13ページをご覧ください。除外願出者は入善町田中〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、除外後の用途は資材置場です。

譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、建築・製材業を営んでおり、申出地に隣接する〇〇〇〇を主に薪を保管する資材置場として利用していましたが、保管場所の不足により、やむを得ず本申出地に薪を置いて使用している状況となっています。

本申出地は主に薪の保管場所及びトラックへの積み下ろし作業に係る一時駐車スペースとして利用していますが、事業に必要な量の薪の保管には一定の面積が必要であり、積み下ろし作業を含めると相当の広さを要します。また、薪の搬入・搬出に使用するトラックの進入、転回及び一時駐車スペースを確保する必要があることから、申請面積である562㎡は、安全かつ効率的な作業を行うための必要最小限の面積です。雨水排水は、申請地北側の既存水路に排水します。

除外要件については、資材置場として既存地を拡張するため、既存地の田中〇〇〇〇を起点に半径200m以内で検討したところ、必要な面積を確保でき、かつ既存地に隣接しており管理するのに利便性が保たれる当該申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はいありがとうございました。それでは質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

2番の〇〇 〇〇さんというのは、地図上のどの家になりますか。

事務局

〇〇 〇〇さんの家です。

議長（米山 義隆）

そのほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第126号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和8年8月6日木曜日午後3時00分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和9年度富山県農業施策に関する政策提案について）

（農業委員感謝状贈呈式及び任命書付与式について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第36回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年8月6日木曜日、午後3時00分になります。

（閉会 午後5時10分）